

厚木市立中学校一覧 (生徒数・学級数は、令和5年5月1日現在)

厚木中学校

厚木市水引1-1-3
TEL (046)221-3227
FAX (046)221-3235
生徒数 812人
学級数 29学級

依知中学校

厚木市中依知364
TEL (046)245-1167
FAX (046)245-1156
生徒数 354人
学級数 14学級

荻野中学校

厚木市鷺尾5-1-1
TEL (046)241-1710
FAX (046)241-3157
生徒数 579人
学級数 21学級

睦合中学校

厚木市三田3-1-1
TEL (046)241-1450
FAX (046)241-1249
生徒数 441人
学級数 17学級

小鮎中学校

厚木市飯山南4-9-2
TEL (046)241-1428
FAX (046)241-3130
生徒数 338人
学級数 12学級

玉川中学校

厚木市小野301-10
TEL (046)248-0329
FAX (046)248-0326
生徒数 350人
学級数 12学級

南毛利中学校

厚木市恩名2-16-1
TEL (046)221-4340
FAX (046)221-4365
生徒数 757人
学級数 25学級

東名中学校

厚木市愛甲1809
TEL (046)228-4052
FAX (046)228-1258
生徒数 197人
学級数 8学級

林中学校

厚木市林5-5-1
TEL (046)224-4933
FAX (046)224-4934
生徒数 334人
学級数 12学級

藤塚中学校

厚木市上依知1289
TEL (046)245-3371
FAX (046)245-1043
生徒数 446人
学級数 17学級

森の里中学校

厚木市森の里3-35-1
TEL (046)248-0727
FAX (046)248-0797
生徒数 146人
学級数 8学級

睦合東中学校

厚木市三田3472
TEL (046)221-5956
FAX (046)221-5957
生徒数 575人
学級数 19学級

相川中学校

厚木市酒井1981-1
TEL (046)229-5516
FAX (046)229-5517
生徒数 271人
学級数 11学級

学校見学等については、別紙「学校公開日実施予定一覧表」参照の上、直接各中学校にお問い合わせください。



厚木市立中学校



中学校選択制（隣接区域選択制）

1 厚木市の中学校選択制について

厚木市立中学校選択制は、子どもたち一人ひとりが自らに適した教育環境で、個性や能力を一層伸ばすことを目的として、平成17年度入学から導入しています。

中学生になりますと、学習内容や方法、部活動、友人関係、通学環境など、小学校生活とは異なった、より大人になるためのステップとしての世界が広がってくることから、中学校に入学してからの3年間をより有意義で充実したものとなるよう、**住所地に基づく指定学校(就学指定校)以外の市立中学校に行きたい学校がある場合に、来年度に中学1年生になる児童とその保護者が中学校を選択し、申請することができる制度です。**

2 中学校を選択できる児童は

厚木市内在住、もしくは厚木市へ令和6年3月末までに転入予定の小学校6年生

※既に在学している中学生は対象になりません。

※また、厚木市立中学校以外の中学校(私立及び中等教育学校等)を受験する児童も申請可能ですが、受入上限人数を超えて抽選になった場合は補欠登録となります。

3 選択できる中学校は

指定学校(就学指定校)と隣接している中学校の中から、1校だけ選択することができます。

ただし、指定学校及び隣接する中学校に希望する部活動がない場合に限り、隣接以外の中学校でも申請することが可能です。しかしながら、希望した部活動が来年度以降に必ず存続するとは限りませんので、留意してください。各中学校の部活動については、別紙を御覧ください。お子様の指定学校(就学指定校)について、よく御確認の上、選択してください。

指定学校	隣接校					
	相川中	東名中	南毛利中	林中	睦合東中	依知中
厚木中学校	相川中	東名中	南毛利中	林中	睦合東中	依知中
依知中学校	厚木中	睦合中	藤塚中	睦合東中		
荻野中学校	睦合中	小鮎中				
睦合中学校	依知中	荻野中	小鮎中	林中	藤塚中	睦合東中
小鮎中学校	荻野中	睦合中	玉川中	南毛利中	林中	森の里中
玉川中学校	小鮎中	南毛利中	東名中	森の里中		
南毛利中学校	厚木中	小鮎中	玉川中	東名中	林中	
東名中学校	厚木中	玉川中	南毛利中	相川中		
林中学校	厚木中	睦合中	小鮎中	南毛利中	睦合東中	
藤塚中学校	依知中	睦合中				
森の里中学校	玉川中	小鮎中				
睦合東中学校	厚木中	依知中	睦合中	林中		
相川中学校	厚木中	東名中				

(例)厚木中学校が指定校の場合、隣接している次の学校が選択可能です。

相川中学校・東名中学校・南毛利中学校・林中学校
・睦合東中学校・依知中学校



お問い合わせ 厚木市教育委員会 学務課学務係
電話 046-225-2650 (直通)

4 中学校選択制の申請方法

就学指定校以外に行きたい中学校がある場合のみ、申請が必要です。

「厚木市立中学校選択制希望校申請書」及び「中学校選択確認票」に必要事項を記入の上、

申請期間内に保護者が直接、市教育委員会学務課へ提出してください。

また、申請時に、申請理由等の聞き取りをさせていただきます。

※必要書類は、市教育委員会学務課窓口にて受け取るか、又は厚木市ホームページからダウンロードも可能です。

※「厚木市 中学校選択制」で検索、又は右のQRコードからアクセスできます。

中学校選択制のよくある質問(Q&A)も掲載していますので、ご覧ください。

URL: <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/gakumuka/8/8450.html>



(1) 申請期間

◎一次申請: 令和5年10月11日(水)～11月9日(木)

午前8時30分から午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日は除く。)

※11月4日(土)は、午前9時から正午まで受付を実施します。

※受入上限人数を超えた場合は、公開抽選(11月19日(日))となります。

◎二次申請 (受入上限人数に達していない学校のみ受付)

令和5年11月30日(木)～令和6年1月11日(木)まで

午前8時30分から午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日は除く。)

※二次申請の可能な学校は、11月下旬頃から市ホームページでお知らせします。

※部活動を理由に申請する場合で、隣接校に希望の部活動がある場合、一次申請で落選した場合を除き、二次申請の空きがない場合であっても、隣接外の申請は受け付けられません。

※受入上限人数を超えた場合は公開抽選となります。詳細については御連絡します。

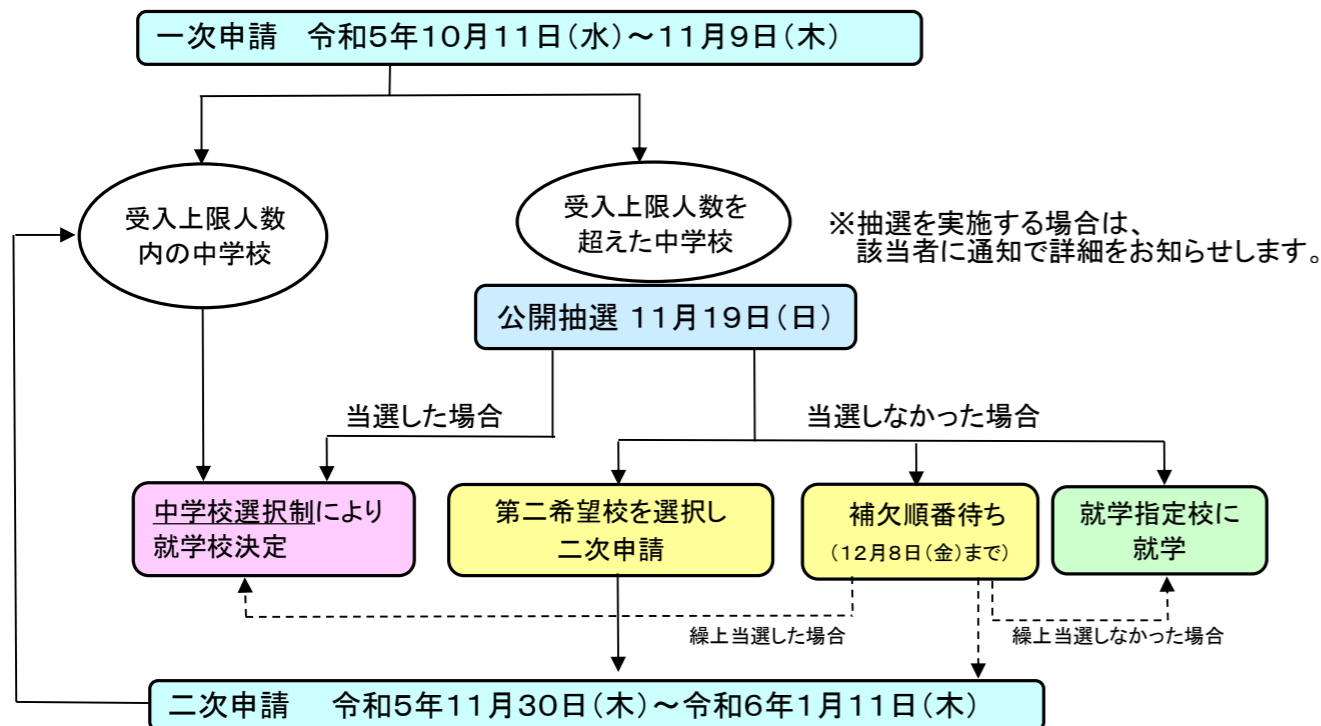
(2) 申請場所

厚木市教育委員会 学務課 窓口(厚木市役所第二庁舎4階)

※11月4日(土)は、市役所本庁舎 3階第1会議室で受付を実施します。

《スケジュール》

※就学校が決定次第、申請者全員に決定通知を送付します。



5 各中学校の受入上限人数と保護者説明会

学校運営、施設面を考慮し、各中学校の受入上限人数を、次のとおり定めています。

受入上限人数を超えた場合は、公開抽選を行いますので、御理解の上、申請をしてください。

また、学校を選ぶ時の参考としていただくため、中学校の学校紹介を行う、中学校選択制保護者説明会を各中学校で実施します。**参加を希望する保護者は、説明会の前日までに参加される学校へ連絡くださるようお願いいたします。**

なお、個別対応の学校につきましては、学校に直接お問い合わせください。

その他、各中学校で学校公開日を設けていますので、別紙「学校公開日実施予定一覧表」を御覧ください。

なお、**児童の参加については、保護者の責任においてお願いします。**

※1 説明会に参加の際は、上履き(スリッパ等)・筆記用具・本通知一式を御持参ください。

※2 各学校への車での御来校は、御遠慮ください。

学校名	受入上限人数	保護者説明会実施日	時間	場所(各学校)
厚木中学校	20	10月6日(金)	14時30分	会議室
依知中学校	20	10月6日(金)	14時00分	会議室
荻野中学校	20	個別対応※学校に直接お問い合わせください。		
睦合中学校	20	個別対応※学校に直接お問い合わせください。		
小鮎中学校	20	個別対応※学校に直接お問い合わせください。		
玉川中学校	20	10月5日(木)	10時00分	会議室
南毛利中学校	10	10月11日(水)	10時00分	会議室
東名中学校	20	10月2日(月)	14時00分	会議室
林中学校	20	10月17日(火)	11時00分	会議室
藤塚中学校	20	個別対応※学校に直接お問い合わせください。		
森の里中学校	20	10月2日(月)	14時00分	会議室
睦合東中学校	25	10月4日(水)	10時30分	PC教室
相川中学校	20	10月6日(金)	16時00分	応接室

※南毛利中学校は、適正な教育環境を維持するため、受入人数が10人となります。

※睦合東中学校は、毎年多数の申し込みがあることから、受入人数が25人となっております。中学校選択制は、次のようなことを考慮して実施しています。

- (1) 通学区域を維持しながら、原則として、各中学校の現有施設の範囲内で実施する。
- (2) 就学指定校に入学する生徒の教育環境の維持・確保を第一として実施する。
- (3) 各中学校の適正な教育環境を図るため、受入上限人数を設定し実施する。

6 中学校選択制の注意事項

1 **就学指定校に入学する場合は、中学校選択制の申請は必要ありません。**中学校を選択するにあたっては、お子さまと十分に話し合い、通学方法や通学路などについても確認をした上で、無理のない選択をしてください。なお、自転車通学は安全面等を考慮し、認めておりません。

2 **転居が確実で**、入学当初に指定学校が変わる方は、中学校選択制ではなく、**指定学校変更**の要件に該当する可能性がありますので、お問い合わせください。

3 中学校選択制は**入学時の就学校を選択できるものであり、中学校在学中にお住いの学区が変わる場合は指定学校変更の手続きが必要です。**

(1) 転居先の学区が選択した学校の**隣接区域の場合**は指定学校変更の手続きをいただければ**卒業まで**通うことが出来ます。

(2) 転居先の学区が選択した学校の**隣接区域外の場合**は、選択した学校に年度末までしか在学できません。

※予期せぬ形での転校を防ぐため、中学校在学中に転居によって学区が変わる場合は学務課までご相談ください。